

令和7年9月22日

トラック事業者に対して行政処分を実施しました 【事業停止30日間など】

広島運輸支局は、広島県のトラック事業者である有限会社中村物流の廿日市営業所に対し、法令違反の疑いに関する情報を入手したことを端緒として、令和5年11月16日及び令和6年3月27日に監査を実施しました。

監査の結果、過労運転を防止するための措置が適切に行われていなかったことなど、貨物自動車運送事業法等関係法令に違反する事実が確認されたため、中国運輸局は貨物自動車運送事業法第33条の規定に基づき、当該事業者に対し、廿日市営業所の30日間の事業停止及び同営業所の事業用自動車（トラック）2両の使用停止を命じました。

当局では、輸送の安全を確保するために、引き続き運送事業者を指導監督し、法令遵守の徹底に努めます。

【行政処分の内容】

- 1 行政処分年月日 : 令和7年9月11日
- 2 事業者名 : 有限会社中村物流(代表取締役 中村 眞治)
住 所 : 広島県廿日市市宮園9丁目7-5
処分対象営業所 : 廿日市営業所(広島県廿日市市平良1丁目11-22)
- 3 行政処分の内容 :
(1)本社営業所に係る事業停止 30日間 (令和7年9月22日から令和7年10月21日まで)
(2)本社営業所の事業用自動車の使用停止 30日車 (2両×15日)
(令和7年10月22日から令和7年11月5日まで)
(3)輸送の安全確保命令
- 4 違反の内容 : 別紙のとおり
- 5 違反点数付与状況 : 33点(累積点数:33点)

【問合せ先】

中国運輸局 自動車運送事業安全監理室

広島運輸支局 自動車運送事業監査室

担当 : 水谷、廣本

担当 : 藤本、富川

TEL : 082-228-3460

TEL : 082-233-9167

- (1) 運転者に対して過労運転を防止するための措置が適切に行われていなかった。
貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号
(現行 貨物自動車運送事業法第15条第1項第1号に相当)
貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項
- (2) 運転者の一運行の勤務時間について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。
貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号
(現行 貨物自動車運送事業法第15条第1項第1号に相当)
貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項
- (3) 点呼を確実に実施していなかった。
貨物自動車運送事業法第17条第4項
(現行 貨物自動車運送事業法第15条第4項に相当)
貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項及び第3項
- (4) 業務の記録の記載事項等に不備があった。
貨物自動車運送事業法第17条第4項
(現行 貨物自動車運送事業法第15条第4項に相当)
貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条
- (5) 運行指示書の記載事項等に不備があった。
貨物自動車運送事業法第17条第4項
(現行 貨物自動車運送事業法第15条第4項に相当)
貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項